

白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、戸建住宅の耐震改修工事を行う者に対し、当該耐震改修工事に要する費用の一部について、予算の範囲内において白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 戸建住宅 白井市戸建住宅耐震診断補助金交付要綱（平成23年告示第70号。以下「耐震診断補助要綱」という。）第2条第1号に規定する戸建住宅をいう。

(2) 耐震診断士 耐震診断補助要綱第2条第2号に規定する耐震診断士をいう。

(3) 耐震診断 耐震診断補助要綱第2条第3号に規定する耐震診断をいう。

(4) 耐震改修工事 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修の工事（当該工事に付随する設計及び工事監理を含む。）で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 第3条に規定する補助対象住宅の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」に向上させるもの又はこれと同等であると市長が認めるもの

イ 構造に応じた耐震診断士が設計及び工事監理をするもの

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる戸建住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 耐震診断補助要綱第3条第1号から第4号まで及び第6号

のいずれにも該当するもの

(2) 過去の耐震改修工事に関して市から補助金を受けていないもの

(3) 耐震診断の結果、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」若しくは「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と判断されたもの又はこれらと同等であると市長が認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、耐震診断補助要綱第4条各号のいずれにも該当するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合計して得た額とする。

(1) 耐震改修工事に要する経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、その額が50万円を超えるときは50万円を限度とする。

(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いた額を交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事に係る契約を締結する前に、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象住宅の登記事項証明書

(2) 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し

(3) 設計を行う者が構造に応じた耐震診断士であることを証す

るものの写し

- (4) 補助対象住宅の建築確認通知書の写し
- (5) 市税を完納していることを証する書類
- (6) 耐震診断補助要綱第4条第1号に該当することを証する書類
- (7) 案内図
- (8) 耐震診断報告書の写し
- (9) 耐震改修工事の設計図書等
- (10) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更又は中止）

第8条 前条に規定する交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は申請の内容に変更が生じたとき又は耐震改修工事を中止しようとするときは、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金変更・中止承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付申請内容の変更で、事業目的や補助金の額に変更を生じない軽微な変更の場合はこの限りでない。

2 交付決定者は、前項の規定による変更の承認を受けるときは、同項に規定する申請書に第6条各号に規定する書類のうち変更に係るものを添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金変更・中止承認通知書（別記第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（検査）

第9条 交付決定者は、耐震改修工事における主たる工事を実施した後で仕上げ工事を行う前に、白井市戸建住宅耐震改修工事検査申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により検査を実施するときは、耐震改修工事の設計者、工事監理者及び施工者の立会いを求めることができる。

3 交付決定者、設計者、工事監理者及び施工者は、前項の規定により立会いを求められたときは、検査に協力するものとする。

4 市長は、検査の結果、工事の内容が設計と異なると認めるときは、交付決定者に工事の改善を指示することができる。

5 市長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、耐震改修工事が完了したときは、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事施工箇所ごとに、工事着手前、工事中及び工事完了後の状況を撮影した写真（撮影場所を示した図面等を含む。）

(2) 耐震改修工事の竣工図等

(3) 耐震改修工事契約書の写し

(4) 耐震改修工事に要した費用の領収書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書は、第7条に規定する通知があった日の属する年度の1月末日までに提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により交付

決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた交付決定者は、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求書は、前条に規定する通知があった日の属する年度の3月末日までに提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

2 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の返還命令は、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金返還命令書（別記第10号様式）により行うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第72号）

この告示は、公示の日から施行する。